破産管財人変更

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０００１号
仙台市太白区鈎取１丁目７番11号フレグランス鈎取Ｂ棟101
清算株式会社　株式会社岩崎石材工業
１　決定年月日　令和８年５月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（ヒ）第２０９８号
東京都港区浜松町２丁目４番１号
清算株式会社　ONEエネルギー株式会社
１　決定年月日　令和８年５月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１２号
金沢市本町１丁目５番２号
清算株式会社　マゼラングローバルマーケティング株式会社
代表清算人　朽木浩志
１　決定年月日　令和8年5月11日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、協定債権のうち、令和７年１２月１５日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の１１．５５３３６８９１％の金員（１円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、協定債権者が前項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
金沢地方裁判所民事部

更生手続開始

令和８年（ミ）第４号
名古屋市中区栄三丁目４番２１号
更生会社　株式会社トーシンホールディングス
代表者代表取締役　石田　雅文
１　決定年月日時　令和８年５月８日午後４時００分
２　主文　株式会社トーシンホールディングスについて更生手続を開始する。
３　管財人　石田　雅文、粟田口　太郎
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和８年７月８日
６　更生債権等の一般調査期間　令和８年８月１４日から令和８年８月２０日まで
７　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和８年８月３１日
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和８年９月７日
東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始